平成25年度 市・県民税について

市・県民税(住民税)は、平成25年1月1日現在で市内在住の人に、前年中の所得を基に計算し、課税しています。

平成25年度市・県民税納税通知書については、6月7日(金)に発送します。

納期限内の納付について、ご協力をお願いします。

問合せ　税務課☎(43)1111内線133・FAX(43)1125

生命保険料控除の計算方法が変わりました

従来の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加え、平成24年1月1日以降に締結した介護・医療保障を対象とした契約の支払保険料に係る「介護医療保険料控除」が新設され、それぞれ適用される控除額も変更になりました。

生命保険料控除の適用限度額：70,000円

旧契約（平成23年12月31日以前に契約を締結したもの）	新契約（平成24年1月1日以降に契約を締結したもの）
一般生命保険料控除 適用限度額：35,000円	一般生命保険料控除 適用限度額：28,000円
※新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合の限度額は28,000円	
	新 介護医療保険料控除 適用限度額：28,000円
個人年金保険料控除 適用限度額：35,000円	個人年金保険料控除 適用限度額：28,000円
※新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合の限度額は28,000円	

公的年金からの特別徴収（天引き）制度について

対象　平成25年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人。ただし、介護保険料が年金から天引きされていない人や特別徴収される住民税額が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。

（例）収入が公的年金のみの場合

▼初年度（平成25年度年税額が6万円）は・・・

	納税通知書で納める普通徴収		年金から天引き 特別徴収（本徴収）		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税　額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

※6月・8月は、年税額の1/4ずつをこれまでどおり納税通知書で納付します。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを特別徴収（本徴収）します。

▼２年目（平成26年度年税額が9万円）以降は・・・

年金から天引き 特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円
前年度2月と同額			年税額の残りの1/3ずつ		

※4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を特別徴収（仮徴収）し、10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた税額を特別徴収（本徴収）します。

平成25年度住民税決定証明書、所得証明書、非課税証明書の発行について

平成25年度の住民税決定証明書などの各種証明書の発行については、6月7日(金)からとなります。

なお、住民税が給与から天引きされている人に限り、それ以前でも取得することができます。

※ただし、不動産所得などの給与以外の所得があり、納税通知書で納める住民税がある人については、6月7日(金)からの発行となります。

公的年金収入が400万円以下の人へ　～扶養控除などの申告はお済みですか～

公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合など、所得税の確定申告をする必要がない場合でも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、住民税の申告をすることで税額を低く抑えることができる場合があります(確定申告がお済みの人は、住民税の申告を重ねてする必要はありません)。

また、住民税は申告する人が障がい者、寡婦(夫)、未成年の場合は、合計所得が125万円以下であれば非課税になります。

申告に必要な書類などの詳細については、税務課にお問い合わせください。

叙勲受章おめでとうございます

【瑞宝双光章】

三澤　文人氏

氏は、県立北教育センター教科教育指導部長、杉戸町立杉戸小学校長を歴任するなど、長年にわたり指導部門を中心に学校教育の振興に寄与されました。

【瑞宝双光章】

磯田　清氏

氏は、警視庁に入庁されて以来、主に刑事部門や機動隊部門に従事され、長年にわたり都民の安心・安全の確保に寄与されました。

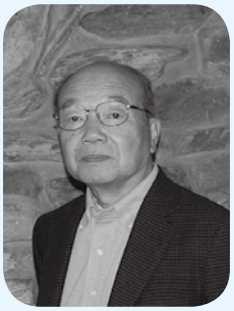

【瑞宝双光章】

谷古宇　弘次氏

氏は、元浦和(現さいたま)地方法務局首席登記官(不動産)を経て、国指定代理人として上席訟務官を務めるなど、長年にわたり国の司法行政に寄与されました。

【瑞宝双光章】

小林　幸晴氏

氏は、警視庁に入庁されて以来、警視庁本部や警察署において、主に交通規制部門に従事され、長年にわたり都民の安心・安全の確保に寄与されました。

平成25年度 幸手市教育行政重点施策

問合せ　教育委員会総務課
☎(43)1111内線623・FAX(43)3188

科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化、そして、価値観の多様化および社会全体の規範意識の低下、家庭・地域社会の教育力の低下など、子どもを取り巻く教育環境は大きく変化しています。

このような状況下、学校においては、基本的生活習慣の定着と非行・問題行動に対する指導およびいじめ防止対策・不登校対策、そして、学ぶ意欲の醸成と学力の向上を重視した指導を行うことが喫緊の課題となっています。

市教育委員会は、社会の変化や国・県の目指す教育を的確に把握し、信頼関係を基盤とした良好な連携を維持し、第5次幸手市総合振興計画の基本理念「明日を支える人を育む教育・文化の豊かなまち」を踏まえ、学校・家庭・地域との連携・協働を充実し、「挑戦と創造の気概をもち、夢と感動を育む教育」の実現を目指し、つぎの6つの柱を基本目標とした教育行政を主体的・総合的に取り組みます。

【基本目標】

1. 児童・生徒の安心・安全の確保
2. 学校教育環境の整備
3. 学校教育内容の充実
4. 青少年の健全な育成
5. 社会教育の充実
6. 文化財の保護・活用

具体的重点項目

①幼稚園および学校教育施設の整備推進
②豊かな心と健やかな体の育成（食育、読書、道徳・人権教育、体力向上）
③安心・安全な学校給食の運営と地産地消の推進
④安心・安全な教育環境整備の推進（非構造部材の耐震化）
⑤学校給食費補助による子育て支援の推進
⑥学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進
⑦2学期制や土曜授業を生かした確かな学力の育成（教育に関する3つの達成目標や学習状況調査の結果分析とその活用の推進、教育課程の円滑な実施）
⑧社会において自立的に生きていく力の育成（キャリア教育、特別支援教育、幼児教育）
⑨生徒指導・教育相談体制の充実（非行・問題行動、いじめ、不登校対策の推進）
⑩教職員人事評価・学校評価を生かした学校経営の改善と研修の充実
⑪学校・家庭・地域との連携による青少年活動の推進（子どもセンター、家庭教育事業、青少年の体験活動、子ども大学の実施および健全育成活動の推進）
⑫市民との協働による生涯学習の推進（公民館・図書館活動、文化祭等各種事業の協働）
⑬健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーションの振興（市民体育大会、高齢者スポーツ教室、県レクリエーション大会の実施）
⑭指定管理者制度による施設の効率的・効果的な活用（市民文化体育館、幸手総合公園、神扇グラウンド、武道館）
⑮公民館・図書館等の施設環境の整備と利用の促進
⑯文化財の保護及び文化財・歴史資料の調査・保存（デジタル化）と展示・公開